

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成24年4月19日(木)午後7時00分～午後8時45分
場所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子 (教育委員長職務代理者)
2番委員 前田輝男 (教育長)
3番委員 萩原美由紀
4番委員 和田重宏 (教育委員長)
5番委員 山口潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- | | |
|-------------------------|--------|
| 教育部長 | 三廻部 洋子 |
| 文化部長 | 諸星 正美 |
| 教育部副部長・教育総務課長事務取扱 | 佐藤 富朗 |
| 教育部管理監 | 松本 弘二 |
| 文化部副部長 | 奥津 晋太郎 |
| 保健給食課長 | 皆木 政男 |
| 教育指導課長 | 長澤 貴 |
| 教職員担当課長 | 栗畑 寿一朗 |
| 指導・相談担当課長・指導係長兼相談係長事務取扱 | 菴原 晃 |
| 生涯学習課長 | 古矢 智子 |
| 図書館長 | 鈴木 健 |

(事務局)

- | | |
|-------------------|-------|
| 教育総務課副課長・総務係長事務取扱 | 阿部 祐之 |
| 教育総務課主任 | 井上 晃輔 |

4 議事日程

日程第1 報告第4号 事務の臨時代理の報告（社会教育主事の任命）について
（教育総務課）

日程第2 議案第8号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて
（生涯学習課）

日程第3 議案第9号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて
（生涯学習課）

5 報告事項

- (1) 平成23年度下半期寄付採納状況について（教育総務課）
- (2) 片浦小学校における小規模特認校制度の実施状況について（教育総務課）
- (3) 平成24年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について（教育総務課）
- (4) 市内の小中学校の児童・生徒の通知表記載誤り等について（教育指導課）
- (5) 小田原市図書館協議会委員の退任について（図書館）
- (6) 小田原市図書館協議会への諮問に対する答申について（図書館）
- (7) 図書館ネットワークシステムの入替に伴う図書館施設の臨時休館について
（図書館）

6 協議事項

- (1) 三の丸小学校プール用水の流出事故への対応について【非公開】（教育総務課）

7 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 会議録署名委員の決定…萩原委員、山口委員に決定

和田委員長…それでは、議事に入る前に会議の非公開について、お諮りいたします。協議事項（1）「三の丸小学校プール用水の流出事故への対応について」は、職員の処分に関する事項を含んだ内容であることから、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。本件を非公開とする件について、採決いたします。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長…ご異議もないようですので、協議事項（１）を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手・全員賛成)

和田委員長…全員賛成により、協議事項（１）は、後ほど非公開での審議といたします。

(３) 日程第１ 報告第４号 事務の臨時代理の報告（社会教育主事の任命）について
(教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育部副部長

前田教育長…それでは、報告第４号「事務の臨時代理の報告（社会教育主事の任命）について」を御説明申し上げます。去る４月１日付けで、別紙のとおり社会教育主事を任命いたしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第２項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかつたため、同規則第４条第１項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第２項の規定により御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育部副部長…それでは御説明させていただきます。報告第４号の２ページを御覧ください。

社会教育主事は、社会教育法に基づき、社会教育を行う者に、専門的、技術的な助言と指導を与えるため、教育委員会の事務局に置くこととされております。社会教育主事の資格につきましては、中ほどの参考のところに掲げてありますとおりでございます。この度、生涯学習課主査 杉崎 恵理子、主事 柏木 みどり及び社会教育指導員 廣瀬 美穂の３名につきましては、社会教育法第９条の４の第１項において「大学に２年以上在学して６２単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が３年以上になる者で、社会教育主事の講習を修了

したもの」を満たし、同項の口に該当しますので、平成24年4月1日付けで社会教育主事に任命したものでございます。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

(4) 日程第2 議案第8号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習課)

日程第3 議案第9号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習課)

提案理由説明…教育長、生涯学習課長

前田教育長…それでは、議案第8号「小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて」及び、議案第9号「小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて」を御説明申し上げます。社会教育委員及び郷土文化館協議会委員につきましても、推薦母体であります小田原市校長会の4月1日付けの教職員の人事異動に伴う推薦替えによるものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

生涯学習課長…それでは私から、議案第8号及び議案第9号について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第8号の「小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて」を御説明申し上げます。小田原市社会教育委員につきましても、社会教育法第15条第2項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選出することとなっております。現在、社会教育委員は、平成22年8月1日から平成24年7月31日までの2年任期で継続中ですが、この度、学校教育関係者として小田原市校長会を代表して委嘱しておりました、夏苺 宏氏及び佐藤 均氏が、平成24年3月31日をもって委員を退任されることとなりました。その後任として、新たに小田原市校長会から、小田原市立山王小学校長の音淵 洋子氏及び、小田原市立鴨宮中学校長の石井 政道氏を御推薦いただきました。どちらの方も社会教育委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものです。

次に、議案第9号の「小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて」を御説明申し上げます。小田原市郷土文化館協議会委員は、小田原市郷土文化館協議会規則第3条第1項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から選出することとなっております。現在、郷土文化館協議会委員は、平成23年9月1日から平成25年8月31日までの2年任期で、継続中ですが、この度、小田原市校長会の代表として委嘱しておりました、山口 実氏と押切 千尋氏が、平成24年3月31日をもって委員を退任されることとなりました。その後任として、小田原市校長会から小田原市立千代小学校長の佐宗 修二氏及び、小田原市立鴨宮中学校長の石井 政道氏を御推薦いただきましたが、どちらの方も郷土文化館協議会委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものです。以上で議案第8号及び議案第9号につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質 疑)

山 口 委 員…小田原市社会教育委員と小田原市郷土文化館協議会委員は並任しても問題は無いのでしょうか。

生涯学習課長…並任を妨げることはございません。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(5) 報告事項 (1) 平成23年度下半期寄付採納状況について (教育総務課)

教育部副部長…それでは、報告事項(1)「平成23年度下半期寄付採納状況について」御説明させていただきます。資料1を御覧ください。

平成23年度下半期寄付採納は18件の物品の御寄附、2件の現金の御寄付、1件の演劇無料提供がございました。

まず、物品4につきましては市内羽根尾にごございます相日防災株式会社様より、市内幼稚園・小中学校に、感染症対策としてマスクとハンドジェルを寄贈いただいたものでございます。

物品6は「久野っ子に二宮金次郎像を贈る実行委員会様」より、久野小学校に二宮金次郎像を寄贈いただきました。これは、久野小学校に以前はございましたが、現在ではなくなってしまいました金次郎像について、学校・同窓会・自治会・地域諸団体が実行委員会を立ち上げ、賛助金を募り、再建していただいたもので、2月17日に久野小学校におきまして「久野っ子に二宮金次郎像を贈る会」が開かれ、寄贈いただいたものでございます。

資料裏面を御覧ください。現金の御寄付でございますが、匿名希望の方から、下府中小学校、酒匂小学校、富士見小学校、酒匂中学校への図書費といたしまして、40万円の御寄附がありました。また、1月にお亡くなりになりました、柏木 文夫元教育長の御遺族の方から、新玉小学校への図書費といたしまして10万円を御寄付いただいたものです。

また、四季株式会社様から、1月に開催されました、おだわらっこドリームシアター「ユタと不思議な仲間たち」につきまして、演劇の無料提供がございました。なお、演劇の無料提供は今回で4年目となり、大変感謝しているところでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…劇団四季のミュージカルですが、これはこれまでもずっと無料だったのでしょうか。

教育部副部長…今回で、4回連続で無料提供していただいております。

教育指導課長…補足としまして、劇団四季の関係につきましては、当初はお支払いをしておりましたが、平成20年度からは子どもたちのためにという御厚意で無料提供していただき、現在に至っております。

和田委員長…7番の「電動アシスト」とはどのようなものなのでしょうか。

教育部副部長…学校の備品といたしまして、電動アシスト自転車を御寄付いただいたも

のです。

山田委員…4番の「マスク、クリアハンドジェル」の御寄付は大変高額で驚いたのですが、相日防災株式会社の方からの特別なお気持ちでいただいたものでしょうか。

教育部副部長…相日防災株式会社の会長がお見えになられまして、贈呈式をさせていただいたのですが、日頃から学校安全などに非常に関心が高い企業ということでございました。かねてから何らかの形で学校に寄付をしたいという御意思をお持ちだったようですが、インフルエンザが流行したということもございまして、地域に蔓延する前に少しでも役に立てればという御意思で御寄付をいただいたものでございます。

(その他質疑・意見等なし)

(6) 報告事項 (2) 片浦小学校における小規模特認校制度の実施状況について

(教育総務課)

教育部副部長…それでは、「片浦小学校における小規模特認校制度の実施状況について」御報告申し上げます。お手元の資料2を御覧いただきたいと存じます。

これまでも定例会で御報告いたしましたように、片浦小学校は地域の児童の減少傾向により、良好な教育環境の維持や将来の学校の存続が心配されることから、学区審議会への諮問、教育委員会の決定を経て、本年度から小規模特認校制度をスタートさせました。

資料の「1 平成24年4月入学の状況について」を御覧いただきたいと存じます。特認校制度を利用して入学した児童は1年生11人、4年生5人、5年生2人、6年生1人の計19人でした。男女別の内訳では男子が7人、女子が12人で、地域別の内訳では、町田小学校区が2人、富水小学校区が1人、下府中小学校区が3人、国府津小学校区が1人、東富水小学校区が1人、矢作小学校区が2人、報徳小学校区が2人、富士見小学校区が7人でした。この結果、特認校制度を利用して入学いたしました児童19人と、従来からの在校生及び地域から新たに入学した児童を合わせますと64人となりまして、3月末の児童数55人を9人

上回る結果となりました。

次に「2 放課後子ども教室について」でございます。小規模特認校制度の導入に併せまして、特色ある学校づくりのため、4月2日から放課後子ども教室をスタートさせました。放課後子ども教室は、文部科学省がすべての子どもを対象として、放課後や週末等に安全・安心な子どもの活動拠点・居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的に市町村を実施主体として行っている制度でございます。

児童福祉法に基づいて、保護者が就労等により家庭に居ない、小学校に就学している概ね10歳未満の児童を対象とする放課後児童クラブとは異なりまして、傷害保険料や教材費、おやつや飲食物の代金などを除きまして原則無料で行うことを条件とされているところでございます。片浦小学校に設置いたしました放課後子ども教室では、現在1年生から6年生までを対象に、放課後から冬場は夕方4時まで、夏場は夕方5時までを基本に、保護者から希望がある場合には最大7時まで開設するものとし、土曜日、あるいは夏休みなどの長期休業日は、午前8時から実施することとしております。4月1日現在では、男子児童31人、女子児童27人の計58人、全校児童の90.6パーセントの登録をいただいております。

なお、放課後子ども教室には、活動プログラムの作成や地域の方々の参加・協力を得るための連絡調整を行うコーディネーター1人、予習・復習等学習のサポートを行う学習アドバイザー3人及び児童の安全面に注意を払い見守りを行う安全管理員2人を臨時職員として雇用しておりますが、通常の活動は、学習アドバイザー1人と安全管理員1人の2人体制により実施し、夕方6時以降は安全管理員1人体制としております。

具体的な参加状況でございますが、スタート当初は、4、5人の参加でございましたが、その後、参加者が増えまして、最近では、プログラムなどによりまして30人を超える日もございます。

また、卓上に4月のプログラムを配布させていただきましたが、プログ

ラムには百人一首、うたやリコーダー演奏、おやつづくり、英語活動などを取り入れているところがございます。以上で報告を終わります。

(質 疑)

萩原委員…特認校制度を利用して新入学される子どもたちの地域が遠いと感じるのですが、保護者が送迎をするのでしょうか。

教育部副部長…基本的には児童が公共交通機関を利用して自分で通学するということが原則としております。放課後子ども教室に参加して、冬場は夕方4時、夏場は夕方5時を超えてしまう場合にはお迎えに来ていただくということをお願いしております。

山田委員…学習アドバイザーと安全管理員の2名体制で実施しているとのことですが、例えば教員免許などの資格の有無や性別など、具体的にどのような方を教えていただきたいです。

教育部副部長…まず、学習アドバイザーでございますが、教職経験のある方3名にお願いしています。1名は地域にお住まいの方で、残りの2名は地域外の方ですが、その内、女性が2名、男性が1名でございます。安全管理員の2名はいずれも地域の方をお願いしています。学習アドバイザーにつきましては、先ほども申し上げましたが、教員免許をお持ちの方を原則としておりますが、安全管理員につきましては特に資格等の要件はございません。

和田委員長…運営の総合的な調整を行うコーディネーターの方はいかがでしょうか。

教育部副部長…コーディネーターの方は、在校生のお母さんでいらっしゃる方で、教員免許もお持ちで、教壇に立った経験もある方でございます。これまでも熱心にPTA活動などもしていただいております。学校からの御推薦もいただいて、お願いしたところがございます。

萩原委員…この制度はとても魅力的なものだと思うのですが、これからも市内で小規模特認校を増やして行きたいなどという考えはあるのでしょうか。

教育部副部長…片浦小学校の場合は、中学校が先に閉校になってしまったということで、地域から非常に要望が強いことから小規模特認校制度の導入をいたしました。現在のところでは他の学校にこの制度を広めるということは考えて

おりません。放課後子ども教室につきましては、小規模特認校である片浦小学校の特色ある学校づくりの1つということで今回立ち上げましたが、将来的に他の学校でどうするのかにつきましては、片浦小学校での成果等も検証しながら、考えてまいりたいと思います。

山口委員…放課後子ども教室への参加は自由なのでしょうか。また、資料のプログラムを見させていただきまして、プログラムが毎日はないようですが、実際には毎日開設しているということでしょうか。

教育部副部長…登録はしていただいても参加自体は自由としておりまして、少ない日では4, 5人の参加の日もございました。また、プログラムがない日でも、学習アドバイザーが予習・復習のお手伝いをするなど、放課後児童クラブのような単なる見守りだけということではないです。16日などは英語の活動を行いましたが、この日は30人を超える児童が参加しておりまして、ここ数日を見ますと20人以上が連日参加しております。

山田委員…片浦小学校につきましては、この1年間の成果で来年度以降の入学希望者がどうなるかという大事な1年だと思えます。これを市民にアピールしていくことが必要だと思うのですが、何かお考えはありますか。

教育部副部長…確かにこの1年間がとても大事だと思っておりますので、状況については教育委員会だけでなく、市民の方に色々な形で情報提供したいと考えております。

前田教育長…放課後子ども教室の登録者は4月1日時点で58人ですが、参加者はその日にならないと分からないのでしょうか。下校時刻について学校の把握、家庭との連絡を含めて、何かシステムがあるのでしょうか。

教育部副部長…子ども教室と保護者との間では連絡カードのようなものを作成しており、必ずそれを持って受け付けの確認をしております。確かに、日によって来たり来なかったりというお子さんもいらっしゃいますので、安全確保の問題は今後も考慮してまいりたいと考えております。

萩原委員…小規模特認校制度を利用して入学された際には、面接などもあったと思いますが、保護者から応募した理由などの聞き取りはされているのでしょうか。

教育部副部長…保護者の応募理由として1番に挙げられるのは、小規模ならではのきめ

細かな教育指導に期待したいという声が多くございます。また、自然豊かな片浦地域で伸び伸びと子どもを育てたいという声、放課後子ども教室に期待したいという声もございました。

和田委員長…これだけ活発な意見が委員から出るということは、このことに対して大変関心が高いということの裏付けだと思いますし、これは委員だけでなく市民全体がこの新しい取組について感心が高いということに繋がるのではないかと思います。そこで1つは、桑原前教育委員からも金管バンドについての質の向上をという御意見がありましたが、神奈川フィルハーモニーの方々が指導のお手伝いをしても良いということをおっしゃっており、以前に副部長に対しても情報提供いたしました。我々が意見を申し上げて、それがどのように伝えられて、どういったことになって行くのかという仕組みのようなものを教えていただければと思います。

もう1つは、4月のプログラムを見ると、科学実験ショーというものがあります。私は県の青少年センターに関わりを持っておりまして、そこに科学部というものがあり、かつては小田原で科学部が出張授業のようなものをしていたようですが、最近はなくなってしまったということをお聞きしました。放課後子ども教室でもロボットショーのようなものも行えたら面白いのではないかと思います。これも先日、副部長に情報提供したのですが、このようなプログラムを決定するには、何ヶ月も前から調整しなければならぬのでしょうか。

教育部副部長…いずれの御提案も大変ありがたいと思っております。昨日も学校に伺いまして、学校長にその件の話をさせていただいております。また、今日も別の職員がコーディネーターの方などとプログラムづくりや放課後子ども教室の運営などについての打ち合わせをしております。その中でこの件につきましても改めて相談しているところでございます。御提案いただいたものは是非とも遠くない内に実現させたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

和田委員長…子どもたちはたくさん集まってくれましたので、これからが重要だと思います。しっかりとお願いできればと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項 (3) 平成24年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について (教育総務課)

教育部副部長…それでは、私から、「平成24年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針」につきまして、御説明させていただきます。資料7を御覧いただきたいと存じます。

まず、1の趣旨でございますが、点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき実施するものでございまして、事務事業の検証を行うことにより、効果的な教育行政の推進を図るとともに、結果を議会や市民に報告・公表することにより、市民への説明責任を果たすものでございます。

次に、2の対象事業でございますが、昨年までは、対象事業の選定は、前年度の内容を踏まえまして各所管が判断していましたが、今年度からは、前年度に実施した事業のうち、重要事項や懸案事項と思われるものにつきまして、各所管と事務局とで調整の上、リストアップをしたいと存じます。教育委員の皆様には、その中から点検・評価を実施すべき重点事業をさらに選定していただき、その事業について現場訪問等を実施しながら、所定の様式に基づいて点検・評価を実施していただきたいと考えております。

3の実施方法でございますが、裏面のスケジュール(案)を御覧ください。まず、本日、点検・評価の方針案について報告をさせていただいておりますが、その後、事務局において事業のリストアップを行い、このリストアップされた事業について5月の定例会前に皆様に御説明をさせていただく予定でございます。その後、5月の定例会におきまして点検・評価を実施する事業を選定していただきたいと考えております。選定された事業につきましては、6月8日までの予定で各所管において自己評価を実施し、その提出後、6月中旬から7月中旬までの間、教育委員の皆様による現場訪問を実施したいと考えております。その後、7月中旬に学識経験者との合同ヒアリング及び意見交換を出来れば公開で実施し、点検・評価案の取りまとめを行い、8月上旬に素案を完成させたいと考えております。その

後は、8月の教育委員会定例会におきまして点検・評価について議決をいただき、9月の市議会の厚生文教常任委員会において報告いたしたいと考えております。

点検・評価につきましては、そのやり方を見直し、教育委員の皆様に関与していただく部分を大幅に増やしたいと考えております。厳しいスケジュールとなり大変恐縮ですが、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

(質 疑)

萩原委員…重要事項や懸案事項と思われるものについて、各所管と事務局とでリストアップをするとのことですが、例えば教育委員から「こういったところを是非調べていただきたい」というような要望は出せるのでしょうか。

教育部副部長…そのような御意見もいただければと考えております。

山口委員…前年度実施した事業の中からリストアップするとのことですが、例えば事業計画のようなものに載せていたけれども実施が出来なかった事業が漏れてしまうのではないかと思います。もし事業計画があれば、それとの突合せが必要かと思いました。

教育部副部長…おそらく当初予算書のようなものを念頭に置かれて御意見をいただいたのかと思います。確かに私たちはなるべく一般的に重要と思われるものを中心にリストアップしたいと考えておりますが、委員の方から是非とも取り上げて欲しいというような事業がございましたら、そういったものも積極的に取り上げてまいりたいと思います。

山口委員…所管が実施したかったのに出来なかった事業などがあれば、どうして出来なかったのかといったことや、今後出来るかを検証しなければならないと思いました。

山田委員…今までの点検・評価と違って、とても開かれた感じがしますし、私たち教育委員がより関わられるようにしていただいて、評価出来ることだと思いますので、現場訪問なども積極的にさせていただければと思います。

前田教育長…現時点で私が大変難しいなと思っているのが、リストアップする事業は大きくマクロに考えれば、文部科学省が言っているのはスポーツを除いて1

8項目ほどあると思うのですが、その中の小さい事業は少なくとも100以上あると思います。先ほどの説明の中で、一定のサイクルで全ての事業を見て行くということでしたが、全事業の洗い出しがどの程度になるのか、一定のサイクルというのは大きな項目のサイクルなのかを確認させてください。

教育部副部長…確かに非常に幅広い分野がございますので、特定の分野だけを点検・評価して、ある部分はすっかり抜けてしまうということも考えものだと思いますので、そのバランスも含めて教育委員の皆様と十分に御相談をさせていただきたいと思います。

山口委員…文部科学省から、ある程度の事業の指定があるということでしょうか。

前田教育長…文部科学省が言っているのは本当に大枠の分野です。「生涯学習」とか「文化財」、「図書館」などといった括りです。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 報告事項 (4) 市内の小中学校の児童・生徒の通知表記載誤り等について

(教育指導課)

教育指導課長…それでは資料3の「平成23年度後期分 市内の小中学校の児童・生徒の通知表記載誤りについて」をもとに御説明させていただきます。お手元の資料1ページ目を御覧ください。

まず、「1 今回の通知表記載誤りにかかわる経過」ですが、後期分の通知表については、小学校が卒業生は3月19日、在校生は23日に、中学校では卒業生は3月8日、在校生は23日に、各担任からそれぞれの児童・生徒に渡されています。その後、通知表事故調査委員会で提案のありました通知表相談日を各学校でそれぞれ設け、保護者や児童・生徒からの質問や問い合わせに対応した後、万が一ミスがあった場合は、4月2日までに市教育委員会に報告することとしておりました。

その結果、既に情報提供させていただいておりますが、小学校2校・中学校3校の教員10名が、児童・生徒22名分の通知表において、ミスを起こしておりました。なお、通知表相談日は、各学校とも2日から4日の

期間を設けまして、市内全小学校において8人、全中学校においては22人の児童・生徒・保護者からの相談がございました。また、相談内容としましては、「成績を上げるためにはどうしたらよいか」、「評価・評定はどのようにされるのか」といった内容がほとんどでした。

次に、「2 原因」のところを御覧ください。22名分のうち、20名分は教員個人の手持ち資料をパソコンに入力する際の確認不足によるものであり、2名分は台紙に個人票を貼り付けた完成版の段階での確認不足によるものでございました。

続いて、次のページの「4 事故の概要」を御覧ください。この表は、22名分の記載誤りを事例ごとに分け、「発覚した理由」「状況」「原因」「発覚後の対応」について一覧にしたものです。一番上の大窪小学校の事例は、個人票の貼り付けに関するミスであり、児童に渡す最終段階での確認がおろそかだったことから起きた記載誤りです。次に、下から2番目の千代中学校の事例ですが、評価・評定のミスであり、提出期限を過ぎて提出された作品を、その生徒の評価対象としたものの、実際にはカウントしないまま評価をしてしまい、結果的に本来の評定より低い評定になってしまったという内容です。そして、それ以外の事例はすべて出欠席または特別活動の誤記入であり、教員が手持ち資料をパソコンに入力する際のミスとなります。これについては、パソコン入力時に複数の目で読み合わせ等を行っていれば防ぐことができたものです。

それでは、1ページ目にお戻りください。「3 その後の対応」でございます。まず、1点目として4月11日に行われました第1回教育委員会と校長会との連絡調整会議において、今回の記載誤りの内容について説明し、今年度の通知表作成に向けて各学校が重点的に取り組むべき点、検討すべき点について改めて指導をいたしました。

2点目としましては、4月11日、12日にわたって記載誤りを起こした教員及び管理職を学校ごとに呼び、教育長より口頭注意をするとともに、ミスにいたった経緯や今後への決意について事情聴取をいたしました。

最後になりますが、教育委員会といたしましては、今後もなお一層の指導・徹底を図り、全小・中学校と一丸となって、記載誤りゼロを目指す

ともに、信頼回復と再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。
以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…通知表事故調査委員会で作成したと思うのですが、これが活用されていなかったのかなと思うような結果が出てしまいましたが、どのように聞き取りをしているのでしょうか。

教育指導課長…チェックシートによって確認が出来るものは、今回の場合は資料の一番上にございます、完成版の確認不足によるものの2名分だけです。それ以外のものに関しましては、チェックシートが機能する手前の部分での、個別で先生方が手持ちの資料をパソコンに入力するまでの段階でミスが出ているものです。入力したものをプリントアウトしたものが原簿になりますので、そこからチェックシートが機能する段階になります。そういうことですので、今回の事故の中では大窪小学校の事例のみがチェックシートにより確認が可能なものになります。

山田委員…前回の不祥事があった際に、教育委員会では教育長を中心に皆さんが熱意を持って、2度とないようにと努力をされていましたが、再びこのようなことが起こってしまったということは、皆さんの再発防止の強い思いが校長などの管理職には伝わっても、一人一人の先生方にそういった意識がきちんと伝わってなかったのかなと思いました。先生方は本当に忙しくて大変なのですが、2度とこのようなことがないように一人一人の先生方の隅々まで届くような手段はないのかなと思いました。

教育指導課長…事故調査委員会後に報告書を全教職員に配布し、指導主事が出向いて指導も行いましたが、山田委員が仰るように、最終的に22名のお子さんに対してこのような結果が出てしまったということは大変残念であります。ただ、学校としましては相当に力を入れて、今回のチェックはさせていただいています。今までよりも通知表を作成する期間を2日以上延ばしている学校もありますし、土日に自主的に出勤して複数でチェックをするなど、多忙化には繋がってしまっているのですが、相当に先生方は意識して今回

のチェックはしてくれているようです。ただ、そうは言いましても何人かの先生がこのようなミスを起こしてしまっていることが残念でなりません。

また、先ほども申しましたように、チェックシートが機能する手前の部分でのミスといたしまして、今回資料の4つめにございます白鷗中学校の事例などは、受賞の内容を口頭で伝えたことによって、その入力が誤ってしまったものでございまして、通知表作成時そのものではなく、その前の段階のミスということにして、通知表作成段階では一生懸命やっていたいておりますので、日々のチェックをしっかりとしていくことによって、その結果がきちんと通じるように、日常的な事務でもしっかりとチェックをしていただきたいというように指導していきたいと考えております。

和田委員長…通知表相談日というものを設け、その結果、最終的に22名の誤りが出た訳ですが、22名分の誤りがどのように見つかったのかを教えてくださいたいです。

教育指導課長…通知表相談日自体が通知表を配った後に行っております。通常、教育相談というものを、通知表を渡す前に行っており、それが終わった後に最終的に通知表を子どもたちに渡します。それが保護者や子どもたちの手元に渡った時点でミスが見つかったものが11名分で、残りの11名分はその後の作業で、年度のまとめとして指導要録を作成する段階で、通知表の記載が誤っていたということが発覚したものです。

山口委員…指導要録を作成する時に原簿を見て、それを写すと思うのですが、その原簿自体が間違っていたら、どうしてミスがあったと分かるのでしょうか。出欠席の記入ミスについても、原簿にも入っていなかったと思うのですが、どうしてミスがあったのかと気付けるのかを教えてくださいたいです。

和田委員長…私も他の委員もそうだと思うのですが、あのよう新聞に公表されると、いかにも糾弾されているような感じがするのですが、詳細に聞いてみると、きちんとやっているようにも受け取れます。何とか先生方に対する社会からの糾弾を和らげると言いますか、少し見当が違うということを書けないものかということで質問をさせていただいています。

教育指導課長…資料の5つ目に白鷗中学校の8名の事例がございしますが、これは通知表を配った後に発見されていますので、記載誤りとせざるを得ないものです。

今回これが何故発見できたかということになりますが、8名分の3月の出席シートが0になっていた訳ですが、これは個人のものを見ているだけでは分からないのですが、指導要録を記入していた段階で、「全部が0になってしまっており、それはおかしい」と気付いて再確認したところ、8名分が0になってしまっていたと発見できたということでございます。

和田委員長…再度質問してもよろしいでしょうか。通知表を渡す前に、保護者と子どもたちと面談がある訳ですよ。そうしますと、ほとんどの保護者や子どもたちが通知表を事前に見ているということでしょうか。

教育指導課長…評価・評定の部分は、その段階ではお見せしていません。

山口委員…注意していても、ある意味これだけのミスが出てしまいましたし、2学期制で2回しか渡していないにも関わらず、これだけのミスが出てしまったということで、今後どうしたらミスを減らせるかを考えることがとても大事だと思います。人間は絶対にミスをするものですので、それをいかに渡す前に気付けるかというシステムづくりが大事だと思います。先ほど山田委員も仰っていましたが、校長などの管理職が「頑張ってください」と伝えても、先生方の中には「自分はきちんとやっているから大丈夫だ」と考えてしまう人もいますので、何か具体的にミスを減らす手立てはあるのでしょうか。

教育指導課長…まず、いくつか指導事項として挙げていますのは、表彰をした後に時間が経つことによって忘れてしまうということがありますので、評価・評定、表彰があった場合には速やかに入力することを意識付けて欲しいと話をしています。もう1つは、データの入力についても読み合わせをしなければならぬのですが、その際に、その子どもの顔が分かる先生と一緒にチェックをして欲しいということを指導しています。その子どもの顔が分かる先生であれば、入力内容の間違いも発見しやすいと思いますので、複数でのチェックをして欲しいとお願いしています。

また、今回、違うシートに入力してしまうという事例がございましたので、シートの色分けなどを検討していただくなど、原簿が出来る前までにミスをなくす手立てを考えております。

山口委員…全ての責任を教員に負わせるのではなく、家庭に協力をしていただくとい

うことも大事だと思います。口頭で受賞内容を聞き取ったが、それが間違っていたという事例もありましたので、受賞などがあつた際には保護者から書類を出していただくなどの仕組みにするとか、出欠席の数についても、月の初めに「先月はこれだけ欠席をしていたが、間違いないか」というやり取りを保護者とするなどといったことは出来ないのでしょうか。

教育指導課長…評価・評定に関わらない部分については、多くの中学校で確認表という形で出欠席や特別活動の記録などについて保護者や子どもとやり取りしています。ただ、小学校では低学年の場合など、子どもとやり取りをしても不明確な場合もあるので、小学校でどこまで出来るかということは検討しなければならないと思います。

山口委員…子どもとやり取りをするだけでなく、保護者にも確認していただき、サインを貰って、それが正式な記録になるということを書いてしまえば良いような気もするのですが。

和田委員長…この件につきましては皆さんが神経を尖らせている中で、また出てしまったということもありますので、何とか今後はこのようなことがないようにして行けたら良いと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(9) 報告事項 (5) 小田原市図書館協議会委員の退任について (図書館)

図書館長…それでは報告事項(5)「小田原市図書館協議会委員の退任について」御報告申し上げます。資料4を御覧ください。

図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館が行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として、図書館法に基づき、小田原市図書館条例におきましてその設置を定めており、委員におきましては、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者及び市民の中から、教育委員会が任命することとなっております。

現在の第29期図書館協議会は、資料にございますとおり、平成22年10月1日から平成24年9月30日までを任期とし、8名の委員にて構

成されております。このうち、学校教育関係者として委員に参画していただいております武田 要委員から、遠方へ転勤するため、図書館協議会委員を年度末で退任したいとの申し出がございましたので、これを了承したものでございます。以上で、「小田原市図書館協議会委員の退任について」の報告を終わらせていただきます。

(質 疑)

和田委員長…退任の理由は良く分かりましたが、この協議会は定員と言いますか、何名以上の委員を置かなければならないというような規定はあるのでしょうか。
図書館長…条例におきまして、定数10人以内とされております。

(その他質疑・意見等なし)

(10) 報告事項 (6) 小田原市図書館協議会への諮問に対する答申について

(図書館)

図書館長…引き続きまして、報告事項(6)「小田原市図書館協議会への諮問に対する答申について」御報告させていただきます。お手元の資料5を御覧いただきたいと存じます。

図書館長の諮問機関である小田原市図書館協議会に対し、去る平成22年12月17日付をもちまして、「小田原市図書館施設の今後のあり方について」を、資料の諮問書のとおり諮問させていただきました。この諮問は、図書館の役割や機能を明確にし、身近で役立つ図書館づくりに資するため、小田原市図書館施設の今後のあり方について方向性を定めるにあたりまして、「1 これからの小田原市図書館施設の役割と機能について(総論)」、「2 小田原市立図書館をはじめとする市内図書施設の配置について」、「3 ネットワーク化の充実に向けて」、「4 図書館運営の充実に向けた民間活力の導入について」、「5 学校図書館との連携に向けて」の5項目について協議会に答申を求めたものであります。

この諮問を受けまして、第29期小田原市図書館協議会では、竹井 邦

夫委員長を中心とした8名の委員の皆様により、市民意見を把握するためのアンケート調査の実施や、先進自治体図書館の視察などを含めまして、延べ16回もの議論が重ねられ、今年3月にお手元の答申書を御提出いただいたものでございます。

答申書の内容につきましては詳細な説明は割愛させていただきますが、市立図書館や分館の今後に対する具体的な御提案や、当初の諮問にない「電子書籍」や「人材育成」について答申に新たな項目として追加いただくなど、多岐に亘る貴重な御意見をいただくことができました。今後は、この答申書を踏まえまして、本市図書館施設の今後の方向性を定める予定でございます。以上で小田原市図書館協議会への諮問に対する答申についての報告を終わらせていただきます。

(質 疑)

山田委員…市内図書館の年間利用者数や年齢層のようなものは把握されているのでしょうか。

図書館長…年齢別のデータ等はございませんが、年間の利用者数のデータはございます。ただ、ここで利用者数と申しますのは図書館の本を借りた方の数になりますので、閲覧や勉強だけでの利用など、図書館施設の利用はしているけれども本を借りていない方のデータはございません。

前田教育長…約1年半の間に16回も協議会を開いていただいて、研究・協議して、これだけの答申を出していただいておりますので、この内容が今後、図書館施策に対してどれだけ効力を発するのかを知りたいです。

図書館長…この図書館協議会は図書館長の諮問機関という位置付けですので、これがそのまま図書館の計画となる訳ではなく、御意見としていただいたというものでございます。ただ、16回も協議を重ねていただいた結果としての御意見でございますので、当然のことながら私たちも真摯に受け止め、今後の図書館運営にこの答申を生かしていく義務があると思います。また、今回、答申書をいただきましたが、いただいただけで終わるということでもございません。図書館協議会は今後も30期、31期と続いて行く訳で

すが、その期の委員の方にもこちらの答申書をお示しいたしまして、今後の図書館運営について答申に則っているか、事業の進捗状況はどうかなどを確認していただき、また、新たな課題に対しては諮問をしながら、この答申そのものも検証されて行くと考えております。

和田委員長…少し話は変わりますが、前回の定例会の中でも社会教育委員の方から事業の説明があり、それに対して我々が御意見を申し上げた訳ですが、それがどのような結果になっているのかは知りたいと思っておりますので、随時、フィードバックしていただく機会もあれば良いと思いました。

(その他質疑・意見等なし)

(11) 報告事項 (7) 図書館ネットワークシステムの入替に伴う図書館施設の臨時休館について (図書館)

図書館長…引き続きまして、報告事項(7)「図書館ネットワークシステムの入替に伴う図書館施設の臨時休館について」御報告させていただきます。お手元の資料6を御覧いただきたいと存じます。

本市の図書館施設におきましては、利用者サービスの充実と蔵書の一元管理を図るため、コンピュータによる図書館ネットワークシステムを導入し、貸出・返却・予約・蔵書検索などの図書館運営業務を行っております。この度、現行のシステムのリース契約が満了することに伴いまして、円滑な業務の遂行や高度なセキュリティの確保など、これまで以上に優れたシステムを新たに導入するため、ネットワークで結ばれている市内図書館施設のシステム端末等、機器を一斉に入れ替える必要が生じました。また、機器の入れ替えに伴いまして、各種データの移し替えや各施設職員への操作研修、また例年実施しております蔵書の点検作業などを行う必要から、市内図書館施設におきまして一定期間休館する必要が生じるものであります。

資料の中ほどの休館日一覧表を御覧ください。かもめ図書館及び市立図書館におきましては5月21日月曜日から、6月3日日曜日まで、川東タウンセンターマロニエ図書室においては、毎週月曜日が休館日ですので6月4日月曜日まで、それぞれ臨時休館とし、全ての図書サービスを休止させていた

だくこととなります。

次に、生涯学習センターけやき図書室及び尊徳記念館図書室でございますが、5月22日火曜日のみを臨時休館とし、この日以外の5月21日月曜日から6月3日日曜日までの期間においては、尊徳記念館については、館外貸出サービス等は休止しますが、閲覧はできるように開放することとします。なお、表では5月28日も休館となっておりますが、これは定期休館日となります。

また、国府津学習館は臨時休館せず、通常どおり開館いたしますが、自動車文庫図書のみ貸出ができなくなります。尊徳記念館も同様ですが、図書館ネットワークシステムに繋がっている本については、貸出等が出来ないということです。

さらに、城北タウンセンターいずみ及び橘タウンセンターこゆるぎの各図書コーナーについては、定期休館日である月曜日のみ休館し、5月21日月曜日から、6月3日日曜日までの期間におきましては、館外貸出サービス等は休止しますが、閲覧はできるように開放することといたします。一方、図書館ホームページについても、リニューアル等のため、5月21日月曜日から、6月3日日曜日まで利用できなくなります。

利用者の皆様には大変な御不便をお掛けすることになりますが、必要最低限の期間をもって全システムの入替等を終了する予定でございます。また、施設ごとに開館等の体制が異なりますことから、閲覧など可能な範囲において御利用いただけるようにしたところでございます。以上で図書館ネットワークシステムの入替に伴う図書館施設の臨時休館についての報告を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

和田委員長…先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を審議いたします。関係者以外の方は、御退席ください。

(関係者以外退席)

(12) 協議事項 (1) 三の丸小学校プール用水の流出事故への対応について

【非公開】 (教育総務課)

(13) 委員長閉会宣言

平成24年5月22日

委 員 長

署名委員（萩原委員）

署名委員（山口委員）